第二十七条の十二の五第一項中「同条第三項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、同条第二項中「、同項」の下に「又は同条第二項」を加え、「経済産業大臣の同項」を「これらの規定」に改め、「旨を」の下に「経済産業大臣が」を加え、同条第三項中「同条第三項第六号イ」を「同条第五項第六号イ」に、「第四十二条の十二第六項第三号」を「第四十二条の十二第六項第四号」に改め、同項第二号中「同条第六項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数」を「同条第六項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数」に改め、同号イ中「第四十二条の十二第六項第九号」を「第四十二条の十二第六項第十号」に改め、同条第四項中「第四十二条の十二の五第二項」の下に「及び第三項」を、「おいて」の下に「、同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは、前項中「同項の法人」とあるのは、「同条第二項の法人」と、同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「読み替える」を「、それぞれ読み替える」に改め、同条第五項及び第六項中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第二号」に改め、同条第七項及び第八項中「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二の五第三項第五号に」を「第四十二条の十二の五第五項第五号に」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第五項第五号」に、「同条第三項第二号」を「同条第五項第二号」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十二条の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第五項第五号」に改め、同条第十項中「第四十二条の十二の五第三項第七号」を「第四十二条の十二の五第五項第七号」に改め、同条第十一項中「又は第二項第二号」を「、第二項第二号又は第三項第二号」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同条第十二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第八号」を「同条第五項第八号」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に改め、同条第十四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第八号」を「第四十二条の十二の五第五項第八号」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に改め、同条第十七項第一号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第十八項中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第五項第十一号」に改め、同条第十九項中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第三項第十号」を「同条第五項第十一号」に改め、同条第二十項中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第五項第十一号」に改め、同条第二十一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第六号イ」を「同条第五項第六号イ」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第十号」を「第四十二条の十二の五第五項第十一号」に改め、同条第二十三項中「第四十二条の十二の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項第五号」を「同条第五項第五号」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二十四項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に、「同条第三項第十号」を「比較雇用者給与等支給額（同条第五項第十一号」に、「が零」を「をいう。次項において同じ。）が零」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第八号」を「同条第五項第八号」に改め、同項各号中「第四十二条の十二の五第一項第二号及び第二項第二号」を「第四十二条の十二の五第一項第二号イ、第二項第二号イ及び第三項第二号イ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　法第四十二条の十二の五第四項の規定の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同項に規定する雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に該当しないものとする。

第二十七条の十二の七第二項中「第百四十七条第一項第六号」を「第百四十七条第一項第七号」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二の七第六項第一号」に、「及び同項に規定する需要開拓商品生産設備」を「とし、同条第六項第二号ロに規定するものは、同条第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三項の次に次の十五項を加える。

4　法第四十二条の十二の七第七項第一号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる特定演算半導体（トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三十ナノメートルを超える同項第一号に掲げる半導体をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百六十五ナノメートル以下の特定演算半導体　十六分の十三

二　トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百六十五ナノメートルを超え二百十ナノメートル以下の特定演算半導体　十六分の十一

三　トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において二百十ナノメートルを超える特定演算半導体　十六分の七

5　法第四十二条の十二の七第七項第二号に規定する政令で定める割合は、次の各号に掲げるパワー半導体等（同項第二号に規定するパワー半導体等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　パワー半導体等であつて電流若しくは電圧を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧に変換することができるといつた固有の機能を果たすもののうち当該パワー半導体等を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの　二分の三

二　パワー半導体等であつて電流若しくは電圧を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧に変換することができるといつた固有の機能を果たすもののうち当該パワー半導体等を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの　四分の二十九

三　パワー半導体等であつて光に関連する物理現象を電気的信号に変換し又は電気的信号を光に関連する物理現象に変換することができるといつた固有の機能を果たすもの　二分の九

6　法第四十二条の十二の七第七項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　当該半導体生産用資産（法第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体生産用資産をいう。次号及び次項において同じ。）に係る同条第七項に規定する供用中年度前の各事業年度における同項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額

二　適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格合併等」という。）により移転を受けた当該半導体生産用資産について法第四十二条の十二の七第七項の規定により当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この条において「被合併法人等」という。）の過去事業年度（適格合併等の日（適格合併にあつては、当該適格合併の日の前日）を含む事業年度以前の各事業年度をいう。以下この号及び第八項第二号において同じ。）の所得に対する調整前法人税額（法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。第八項第二号において同じ。）から控除された金額（当該半導体生産用資産に係る当該被合併法人等の過去事業年度における法第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を含む。）

7　法人が適格合併等により法第四十二条の十二の七第七項の規定の適用を受けている半導体生産用資産の移転を受けた場合における同項の規定の適用については、当該法人が、同項に規定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該半導体生産用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを被合併法人等供用日（当該適格合併等に係る被合併法人等の事業の用に供した日をいう。）に当該法人の事業の用に供したものとみなす。